

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の概要

平成 28 年 7 月
厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

1. 改正の趣旨

麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「法」という。）においては、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進を図ることを目的として、麻薬及び向精神薬の輸出、輸入、製造、譲渡等を規制している。

具体的な規制対象物質については、法別表第 1 から第 4 まで及び「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」（平成 2 年政令第 238 号。以下「指定政令」という。）により定めている。

今般、新たに 3 物質について、向精神薬と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用を有すると認められたことから、当該 3 物質を向精神薬として指定するため指定政令を改正する。

2. 改正の概要

別紙に掲げる 3 物質について、新たに向精神薬として指定する。

3. 公布日及び施行日

公布日：平成 28 年 9 月（予定）

施行期日：公布の日から 30 日を経過した日（平成 28 年 10 月（予定））